

【IV. 指標以外の観点からの評価】

取組 No.	指標以外の観点からの評価
①	<ul style="list-style-type: none"> ・R4年中、「まもめーる」で、声掛け事案や特殊詐欺の被害発生情報等を617件配信し、県民の防犯意識向上と犯罪の未然防止を図った。 ・街頭防犯カメラを22団体67台、青色回転灯防犯パトロール車の「ドライブレコーダー」を12団体15台設置補助し、地域を見守る力の向上を図った。 ・子ども達の安全確保を図るため、「こども連絡所」に「カラーコーン」と「のぼり旗」(計2,500箇所)を設置し、子ども達が駆け込みやすい環境づくりを進めた。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・R4年特殊詐欺被害総額は、約2.2億円と昨年より約1.4億円増加した。 ・特殊詐欺被害防止対策として、全市町村と連携して、「特殊詐欺被害防止機能付電話機」の導入への支援を行い、R4年度は高齢者世帯に963台設置した。
③	<ul style="list-style-type: none"> ・事件発生時における迅速・綿密な現場鑑識活動及びDNA型鑑定等最新の科学捜査力の積極的な活用により、殺人・強盗等の重要犯罪の検挙率はR4年中92.6%であり、全国平均(87.6%)を上回った。
④	<ul style="list-style-type: none"> ・R4年度中、社会全体における暴力団排除意識の高揚を図るため、各種業界を対象に開催する不当要求防止責任者講習会を31回開催し、企業や団体の責任者973人に暴力団情勢や不当要求による被害を防止するために必要な対応要領等の講習を行った。
⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・R4年中、犯罪被害者等の精神的・経済的支援のため、153事件の犯罪被害者等に対し、ニーズに即した情報提供や被害者支援を実施した。また、診断書料等の公費負担については、269件実施した。 ・犯罪被害者等支援コーディネーターを設置し、市町村からの相談(42件)、犯罪被害者からの相談(延べ169件)を受けるなど、犯罪被害者等への支援を行った。
⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・「再犯防止推進計画」に基づき設置した幹事会及び協議会において、参考指標等により、目標達成に向けた進捗状況を把握。課題や情報等を共有した上で、関係機関等が連携し、犯罪を犯した人の社会復帰に向けた支援や再犯者率を下げるための各種施策を推進した。

【V. 施策を構成する主要事業】

取組 No.	事業名(4年度事業)	事務事業評価	
		成果指標の達成率(%)	掲載頁
①	安全・安心まちづくり連携推進事業	99.2	88
	地域防犯力強化育成事業	107.2	88
①②	地域見守り力向上事業	107.2	88
②	特殊詐欺等被害防止対策推進事業	29.8	89
	特殊詐欺等水際対策強化事業	29.8	89
③	県民の安全を守る人的基盤強化事業	69.2	90
⑤	犯罪被害者等支援推進事業	102.5	90
⑥	青少年健全育成対策事業	—	91

【VI. 施策に対する意見・提言】

<ul style="list-style-type: none"> ○第3回豊後大野警察署協議会(R4.12) ・特殊詐欺について、怪しいメールが頻繁に送られてくる。SNSを使っている子ども達にも分かるような特殊詐欺の広報も欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○第3回佐伯警察署協議会(R4.12) ・特殊詐欺被害防止対策を効果的に浸透させる広報媒体・方法等について、SNSやTwitterなどで被害事例を発信することが効果的ではないか。
---	--

【VII. 総合評価と今後の施策展開について】

総合評価	施策展開の具体的内容
B	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関・団体及び防犯ボランティア等との協働により、街頭防犯カメラ等防犯環境の整備を図るなど、安全・安心なまちづくりを推進する。 ・子どもや女性を性犯罪等の被害から守るため、県下の声掛け事案等の前兆事案を早期に集約・分析し、「まもめーる」により、地域の安全情報を発信する。 ・次々と手口が進化・巧妙化する特殊詐欺の被害を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞、Web等によるタイムリーな注意喚起や特殊詐欺被害防止機能付電話機の更なる導入促進に加え、県警Twitterを活用した情報発信(特殊詐欺手口の紹介等)を積極的に行うとともに、大分駅前交番に設置予定の大型ビジョンを活用した広報啓発、民間業者に委託して行うATMの警戒業務など、水際防止対策に取り組む。 ・重要犯罪を早期検挙するため、事件発生と同時に大量の捜査員を現場に投入するとともに、現場鑑識を徹底するなど、さらに迅速・的確な初動捜査を実施する。 ・さらなる暴力団排除機運の醸成を図るため、暴力団排除条例や暴力団対策法等の効果的な運用により、社会が一体となった暴力団排除活動を推進する。 ・犯罪被害者等の置かれている状況の理解を深め、被害者等の二次的被害の防止を図るとともに、援助を必要とする人に寄り添い支援するため、相談体制の強化や経済的負担の軽減を図る。